

教育方針

(1)本校教育の基本

本校は、在イスタンブル日本国総領事館管轄区域に在住し、日本国籍を有する児童・生徒のために日本国の教育基本法に則り、日本の公立小学校または中学校と同等の教育を行うことを主たる目的とする。

(2)本校の目標

本校は、児童・生徒の全人的な人格の発達を期し、豊かな心情を培い、健康な心身の育成を図るとともに、国際理解を深め、来るべき世界を担う児童・生徒の育成に努めることを目標とする。

(3)めざす子ども像

- 1.生涯を通じて自ら進んで学習できる子
- 2.国際社会の中で活躍できる子
- 3.運動に親しみ心身ともに健康な子

(4)教育の重点

教科教育

- 学習指導要領に基づいた教育課程を編成し、十分な授業時数を確保する。
- 小規模校であることを生かし、児童・生徒一人一人の個性・能力に応じた指導を重視し、「個を生かす」教育を実践する。
- 自ら学び自ら考える力を育成する。
- 基礎教科に重点をおきつつ、弾力的な教育課程の編成を行う。
- 道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行い、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を具体的な生活の中に生かせるよう指導を行う。
- 適切な運動の経験と身近な生活における健康・安全についての理解を通して、運動に親しませ、健康の増進と体力の向上を図る。

国際理解教育

- 日本の文化にも触れる機会を設け、日本人としての自覚と誇りを持たせる指導を行う。
- 児童・生徒が生活するトルコの歴史、地理、文化、生活習慣に関する知識を増やすよう指導するとともに、異なる価値観を尊重できるように指導を行う。
- 現地校との交流を通じて国際理解を深める。
- 国際理解教育の一環として外国語の授業を行う。

生徒指導

- 児童・生徒の基本的な生活習慣定着の徹底を図る。
- 諸活動や学校行事の場で、児童・生徒の主体性を重視し、自立的な活動を行うことができるよう指導する。
- 学校生活の様々な場面で、一人一人の良さを認め合えるよう指導する。

進路指導

- 児童・生徒一人一人がより良い進路選択を行えるよう、学校全体で指導にあたる。
- 児童・生徒の適性にあった進路選択ができるように、保護者と連携して進路指導を進める。
- 進路学習は、発達段階に応じて系統的かつ継続的に行う。